

報道資料

令和5年5月2日
菊池市長 江頭 実

死亡届出人への死亡後の手続きに係る書類の誤配付について

菊池市において、死亡届出の際、死亡後の手続きの書類の中に別の方の個人情報が記載された書類が混じる誤りが1件判明しましたのでお知らせします。

再発防止策を講じるとともに、職員一人ひとりが菊池市職員としての自覚を持ち、市全体として事務品質の向上に向け、取り組んでまいります。

(1) 経緯

同日にA氏とB氏の死亡届の提出があったが、A氏の個人情報が記載された死亡後の手続き書類を、誤ってB氏の届出人へお渡しした。

4月19日、書類を受け取られたB氏の届出人からの問い合わせにより判明した。

(2) 発生原因

死亡後の手続き後、A氏及びB氏の届出人にお渡しする書類セットを揃える際、B氏のセットが先に完了し、次にA氏のセットを揃えていく途中で、誤ってA氏の死亡後の手続き書類をB氏の分のセットの上へ置いた。

(3) 判明後の対応

双方の親族の方々には内容を説明してお詫びし、誤ってB氏の親族へお渡ししたA氏の死亡後の手続き書類を回収して、本来お渡しすべきだったA氏の親族へ渡した。

(4) 再発防止策

書類セットを揃える際の手順を見直すことで書類の混在を防止し、お渡しする際に市と届出人により書類一式の確認を行う。

■お問い合わせ先

菊池市役所 市民課 和田・大谷・安武 TEL : 0968-25-7211

■配信元

菊池市役所 市長公室 広報交流係 TEL : 0968-25-7252